

## 食の安全・安心推進課 YouTube アカウントポリシー

令和3年3月16日制定  
食の安全・安心推進課

県は、食の安全・安心推進課 YouTube 公式チャンネル（以下、「当チャンネル」という。）の運用に際し、「青森県ソーシャルメディアポリシー」及び「青森県ソーシャルメディアガイドライン」に規定するもののほか、必要な事項を次のとおり定める。

### 1 運用の目的

食の安全・安心推進課が所管する事業に資する動画を発信するとともに、関連ホームページ等への誘導を図る。

### 2 運用アカウント

YouTube

I D : 青森県食の安全・安心推進課

U R L : <https://www.youtube.com/channel/UC3GyrBEGhVfrjFCXE0XUe-A>

### 3 運用の体制

- (1) 運用は、食の安全・安心推進課で行う。
- (2) 運用責任者は、食の安全・安心推進課長とする。
- (3) 運用管理者は、食の安全・安心推進課企画調整グループマネージャー（以下「運用管理者」）とする。
- (4) 運用担当者は、食の安全・安心推進課員とする。
- (5) 発信内容の決定は、運用担当者が運用責任者の許可（文書又は口頭）を得て行う。

### 4 運用時間

原則として、平日の勤務時間内（8:30～17:15）とする。ただし、緊急の場合はこの時間帯以外でも運用する。

### 5 発信の頻度

動画掲載の必要がある都度とする。

### 6 質問等への対応

当チャンネルに関して寄せられた質問や意見等に対しては、可能な範囲で回答するよう努めるが、明らかに返答が不要と思われるもの等については、回答しない。

## 7 禁則事項

動画内容に関係のないコメントや、下記事項に該当すると判断したコメントは、利用者に断りなく、コメントの全部又は一部を削除できるものとする。

- (1) 法令等に違反するもの、又は違反する恐れのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 犯罪行為を助長するもの
- (4) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つけるもの
- (5) 本人の承諾なく個人情報 を特定、開示、又は漏えいする等プライバシーを害するもの
- (6) 著作権、商標権、肖像権など 県又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (7) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的としたもの
- (8) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (9) 県を含む他者に成りすますなど、記載された内容が虚偽又は著しく事実と異なるもの
- (10) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) 同一の利用者により繰り返し投稿される、同一内容のコメントや似通ったコメント
- (13) 第三者が不快に感じて削除の依頼があり、かつ運用管理者も削除が適当であると判断したもの
- (14) その他、運用管理者が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

## 8 知的財産権

- (1) 個々の情報（動画、文言、写真、イラスト等）に関する知的財産（商標等著作権等すべての権利）は県に帰属する。
- (2) 当チャンネルで発信する動画について、「私的利用のための複製」や「引用」等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

## 9 免責事項

- (1) 動画情報の正確性については万全を期すが、利用者が動画等の情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではない。
- (2) 動画等に関連して生じた利用者間のトラブル又はその被った損害について、また、各動画等に関連して生じた利用者 と第三者との間のトラブル又はその被った損害については、一切責任を負わない。
- (3) コメント等の投稿に係る著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属するが、投稿されたことをもって、ユーザーは運用管理者に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものと し、かつ、運

用管理者に対して著作権等を行使しないことに同意したものとみなす。

- (4) 上記の他、各アカウントに関連して生じたいかなる損害についても、運用管理者は一切の責任を負わない。

#### 10 アカウントポリシーの変更について

運用管理者は、必要に応じて、事前に予告なくこのアカウントポリシーを変更する可能性がある。

#### 11 炎上<sup>\*</sup>となった際の対応

当チャンネルが炎上したとき又は炎上のおそれがあるときは、「青森県ソーシャルメディアガイドライン（Q&A編）」に基づき、適切に対処する。

※炎上とは、「青森県ソーシャルメディアガイドライン（Q&A編）」の項目 10 のとおり、ソーシャルメディア上の不適切な投稿内容等により、インターネット上に意見や批判があふれる状態を指す。

#### 12 アカウント閉鎖

運用を終了した場合は、すみやかにアカウントを閉鎖する。

#### 13 その他

このアカウント運用ポリシーに記載のない事項については、県行政経営課の助言等を得ながら適切に運用することとする。